

寒川建築組合との災害応急対策 に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川建築組合（以下「乙」という。）は、災害時における応援組合員の協力及び応急対策に必要な資材、機材の調達について次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙所属の建築業者応援組合員の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、応援組合員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

（協力の範囲）

第2条 協力の範囲は、応急仮設住宅の建設、公共施設の応急修理等及びこれに要する資材、機材の調達とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する応援組合員等の協力を要請するときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援組合員の数並びに資材、機材の調達について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（応急対策の協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援組合員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援組合員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策の実施場所及び内容
- (2) 応援組合員の氏名及び従事時間
- (3) 応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- (4) その他町長が必要と認めた事項

（経費負担）

第6条 第4条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により出動した応援組合員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）に基づいて甲が補償するものとする。

（その他）

第8条 この規定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。


この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年5月2日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長

山上貞夫 

乙 寒川町宮山141番地の1

寒川建築組合

組合長

杉崎光雄 